

札幌市情報公開・個人情報保護審議会及び札幌市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成16年条例第36号）新旧対照表

現 行	改 正 後	備 考
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 <u>札幌市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、市長の諮問に応じ情報公開及び個人情報保護に係る施策に関する重要な事項（札幌市情報公開・個人情報保護審査会の所掌に属するもの及び札幌市公文書管理条例（平成24年条例第31号）第2条第5号に規定する特定重要公文書に関する事項を除く。）について調査審議するほか、札幌市個人情報保護条例（平成16年条例第35号。以下「個人情報保護条例」という。）の規定により審議会に属することとされた事務を行う。</u></p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 <u>札幌市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次に掲げる事務を行う。</u></p> <p>(1) <u>市長の諮問に応じ、情報公開及び個人情報保護に係る施策に関する重要な事項（札幌市情報公開・個人情報保護審査会の所掌に属するもの及び札幌市公文書管理条例（平成24年条例第31号）第2条第5号に規定する特定重要公文書に関する事項を除く。）について調査審議すること。</u></p> <p>(2) <u>実施機関（札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号。以下「情報公開条例」という。）第2条第1号及び札幌市個人情報保護条例（平成16年条例第35号。以下「個人情報保護条例」という。）第2条第2号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）の諮問に応じ、当該実施機関が実施する特定個人情報保護評価（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第26条第1項に規定する特定個人情報保護評価をいう。）に関する特定個人情報ファイル（同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）の取扱いについて調査審議すること。</u></p>	<p>特定個人情報保護評価における第三者点検を審議会の所掌事務に追加する</p>

<p>2 審議会は、必要があると認めるときは、情報公開及び個人情報保護に係る施策に関する事項（札幌市情報公開・個人情報保護審査会の所掌に属するもの及び札幌市公文書管理条例（平成24年条例第31号）第2条第5号に規定する特定重要公文書に関する事項を除く。）に関し実施機関（札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号。以下「情報公開条例」という。）第2条第1号及び個人情報保護条例第2条第2号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）に意見を述べることができる。</p>	<p><u>(3) 個人情報保護条例の規定により審議会に属することとされた事務</u></p> <p>2 <u>前項各号に定める事務を行うほか</u>、審議会は、必要があると認めるときは、情報公開及び個人情報保護に係る施策に関する事項（札幌市情報公開・個人情報保護審査会の所掌に属するもの及び札幌市公文書管理条例第2条第5号に規定する特定重要公文書に関する事項を除く。）に関し実施機関に意見を述べることができる。</p>	<p>規定整備</p> <p>同上</p>
---	--	-----------------------